

利用料金表<短期入所・多床室（4人部屋）>

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

<1割負担>

介護保険負担割合分	要介護度	基本単位	加算			1日 (1割負担)	保険限度内	
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		日数	合計
	要支援1	451	22	-	67	540	10	¥5,400
	要支援2	561	22	-	82	665	18	¥11,970
	要介護1	603	22	13	90	728	26	¥18,928
	要介護2	672	22	13	99	806	27	¥21,762
	要介護3	745	22	13	110	890	30	¥26,700
	要介護4	815	22	13	119	969	30	¥29,070
	要介護5	884	22	13	129	1048	30	¥31,440

+

負担限度額段階	基準		食費	居住費	1日	30日
第1段階	生活保護受給者		300	0	300	¥9,000
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	600	370	970	¥29,100
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年収入額＋合計所得金額が年額80万円以上120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	1,000	370	1370	¥41,100
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年収入額＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下	1,300	370	1670	¥50,100
第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者		1,445	855	2300	¥69,000

	単位	加算内容・算定基準等
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	介護福祉士を80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置している場合に算定。
機能訓練体制加算	12	定員100名(短期入所含む)に対し、常勤専従で機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定。
看護体制加算(Ⅰ)	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	13	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数最低基準を1人以上上回っている場合に算定。夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算。
送迎加算	184	利用者の自宅と施設との間の送迎を行った場合に算定。
療養食加算	8	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
生活機能向上連携加算	100	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
緊急時受入加算	90	ケアプランにない短期入所受入れを緊急に実施した場合に算定。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っている場合に算定。

※加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・高齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

→同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定（446,400円）

- ※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。
- ※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。
- ※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表<短期入所・多床室(4人部屋)>

利用料金＝介護保険負担割合分(報酬単位：1単位10円)＋食費・居住費

<2割負担>

介護保険負担割合分	要介護度	基本単位	加算			1日 (2割負担)	保険限度内	
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		日数	合計
	要支援1	451	22	-	67	1080	10	¥10,800
	要支援2	561	22	-	82	1330	18	¥23,940
	要介護1	603	22	13	90	1456	26	¥37,856
	要介護2	672	22	13	99	1612	27	¥43,524
	要介護3	745	22	13	110	1780	30	¥53,400
	要介護4	815	22	13	119	1938	30	¥58,140
	要介護5	884	22	13	129	2096	30	¥62,880

+

負担限度額段階	基準		食費	居住費	1日	30日
第1段階	生活保護受給者		300	0	300	¥9,000
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下	600	370	970	¥29,100
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年収入額＋合計所得金額が年額80万円以上120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下	1,000	370	1370	¥41,100
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年収入額＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下	1,300	370	1670	¥50,100
第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者		1,445	855	2300	¥69,000

	単位	加算内容・算定基準等
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	介護福祉士を80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置している場合に算定。
機能訓練体制加算	12	定員100名(短期入所含む)に対し、常勤専従で機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定。
看護体制加算(Ⅰ)	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	13	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算。
送迎加算	184	利用者の自宅と施設との間の送迎を行った場合に算定。
療養食加算	8	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
生活機能向上連携加算	100	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
緊急時受入加算	90	ケアプランにない短期入所受入れを緊急に実施した場合に算定。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っている場合に算定。

※加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金を受給している方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

→同じ世帯のすべての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定(446,400円)

- ※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。
- ※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。
- ※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表<短期入所・多床室（4人部屋）>

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

<3割負担>

介護保険負担割合分	要介護度	基本単位	加算			1日 (3割負担)	保険限度内	
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		日数	合計
	要支援1	451	22	-	67	1620	10	¥16,200
	要支援2	561	22	-	82	1995	18	¥35,910
	要介護1	603	22	13	90	2184	26	¥56,784
	要介護2	672	22	13	99	2418	27	¥65,286
	要介護3	745	22	13	110	2670	30	¥80,100
	要介護4	815	22	13	119	2907	30	¥87,210
	要介護5	884	22	13	129	3144	30	¥94,320

+

負担限度額段階	基準		食費	居住費	1日	30日
第1段階	生活保護受給者		300	0	300	¥9,000
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	600	370	970	¥29,100
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年収入額＋合計所得金額が年額80万円以上120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	1,000	370	1370	¥41,100
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年収入額＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下	1,300	370	1670	¥50,100
第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者		1,445	855	2300	¥69,000

	単位	加算内容・算定基準等
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	介護福祉士を80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置している場合に算定。
機能訓練体制加算	12	定員100名(短期入所含む)に対し、常勤専従で機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定。
看護体制加算(Ⅰ)	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	13	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算。
送迎加算	184	利用者の自宅と施設との間の送迎を行った場合に算定。
療養食加算	8	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
生活機能向上連携加算	100	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
緊急時受入加算	90	ケアプランにない短期入所受入れを緊急に実施した場合に算定。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っている場合に算定。

※加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・高齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

→同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定（446,400円）

- ※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。
- ※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。
- ※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。